



～日ごろの対策・訓練で大地震に備える～ 市総合防災訓練を開催します

いつ起きてもおかしくないと言われている南海トラフ地震等の大規模地震災害。これらに備えるためには、日ごろからの対策、訓練がとても大切です。

本年も市を始め防災関係機関を対象に、災害対応力及び防災意識の向上を目的とした訓練を行います。この訓練は、市民の方にも参加していただけます。

炊き出し訓練によるカレーライス等の試食もありますので、ぜひご参加ください。

※当日は手話通訳者も参加します。

- と き** 9月3日(土) 午前8時30分～11時30分
- と ころ** みずとびあ庄内(庄内川水防センター)及び庄内川河川敷
- 訓練内容** ○避難訓練 ○炊き出し訓練 ○トリアージ・応急救護訓練 ○浄水車による浄化訓練 ○避難所運営訓練(HUG) など



◎自衛隊の浄水車により、庄内川の水を浄化し飲料水にする訓練を実施します。今回は、その水を利用し足湯を設置します。ひと時の癒しを体験してください。



◎予知対応訓練

午前8時20分に予告放送を、午前8時30分に防災行政無線によるサイレンの吹鳴及び広報訓練などを行います。あらかじめご了承ください。

～各家庭でサイレンが聞こえたら～

身の安全の確保、家族の安否確認、火の始末及び正しい情報の入手に努める訓練を行ってください。



※前日の訓練準備及び当日の訓練、片付けでは、車両等の出入りが多くあり危険です。そのため、**9月2日(金)・3日(土)は、みずとびあ庄内敷地内道路の一部を終日通行止め**とします。ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ 防災行政課(本庁舎)

下水道への接続のために

■問合せ 上下水道課(西枇杷島庁舎)

下水道が使用できる区域の方が、速やかに浄化槽の廃止又は汲取り便所から水洗便所にしていただかないと、公衆衛生の改善、公共用水域の水質保全といった下水道の目的を達成することができません。下水道への接続の促進のため、汲取り便所の改造や浄化槽の廃止に各種助成制度を設けています。

排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給制度

汲取り便所の水洗化や排水設備工事の費用を一時に負担することが困難な方を対象に、市が工事に必要な資金の融資あっせんとその融資に対する利子を補給します。

◆融資あっせんの条件

- ・市税、受益者負担金及び分担金を滞納していないこと
- ・供用開始日の翌日から起算して3年以内に、排水設備工事と同時期に工事を行うこと
- ・自己資金のみでは、工事資金を一時に負担することが困難であること
- ・融資を受けた工事資金の償還能力があると認められること
- ・独立の生計を営み、弁済の資力のある連帯保証人を有すること
- ・官公署、事業所その他の法人でないこと

◆融資あっせんの対象工事

- ・汲取り便所を水洗便所に改造する工事
- ・浄化槽を廃止する工事
- ・下水道に接続させるために必要な排水設備工事

◆融資の内容 40か月以内の元金均等の方法による償還で、60万円以内

★申請方法など詳細は、上下水道課(西枇杷島庁舎)へお問合せください。





第15回 新川やると祭 参加者募集!!

と き 10月1日(土) **と ころ** 県道助七西田中線
(東須ヶ口交差点から東外町交差点までの間)

【募集内容】

●やると祭総おどり

まつりのテーマ曲「やると祭」にあわせ、会場から溢れる熱気の中踊ってみませんか。

新川地区だけでなく、今年は「チーム うるるん」を結成し、当日参加していただける方を募集します。清須市のキャラクター「うるるん」をイメージした衣装での参加をお待ちしています!

※衣装は、ワンポイントでも構いません。

と き 10月1日(土) 午後6時から

●やるとステージ

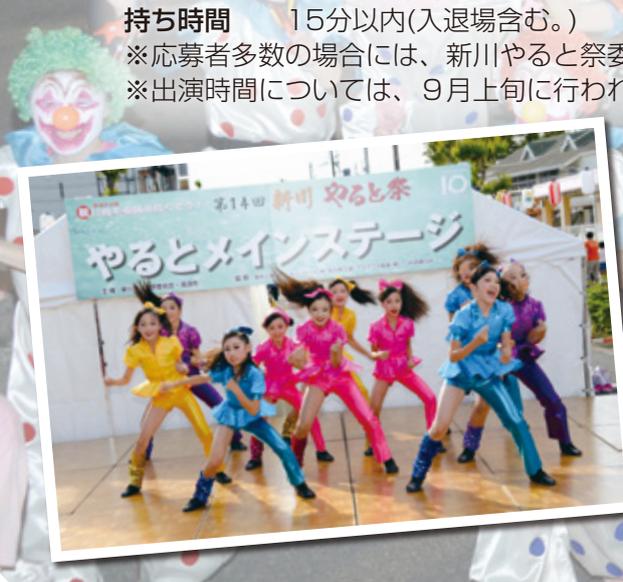
市内で活動するグループの方、音楽やダンスなどをステージで披露してみませんか。

と き 10月1日(土) 午後1時～4時の間

持ち時間 15分以内(入退場含む。)

※応募者多数の場合には、新川やると祭委員会で出演者の調整をさせていただきます。

※出演時間については、9月上旬に行われる説明会で抽選により決定します。



【申込方法】

8月3日(水)から産業課(本庁舎)窓口にて申込を受け付けます。

申込場所 新川やると祭委員会事務局
[産業課(本庁舎)内]

申込締切 8月12日(金) 午後5時まで

問 合 せ 新川やると祭委員会事務局

8月15日 清洲城・清洲ふるさとのやかた特別営業

清洲城及び清洲ふるさとのやかたは、毎週月曜日が定休日ですが、8月15日(月)は、休まず営業します。
どうぞお越しください。



■問合せ 産業課(本庁舎)

寄附をいただきました

公益財団法人

煎茶道方円流愛知支部

様

10万円

社会福祉事業のために、有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

「清須市第2次総合計画市民説明会 ～新たなステージのまちづくり～」を開催します



清須市長 加藤 静治

清須市の誕生から11年目を迎える現在、これまで築き上げてきたまちづくりの基盤を活かしながら、未来に向かって更なる前進を図っていくため、「清須市第2次総合計画」の策定作業を進めています。

その一環として、清須市を取り巻く現状を踏まえ、「清須市第2次総合計画」で描く将来のまちの姿や、その実現に向けて今後展開していく市の施策について、情報発信と市民の皆様との対話を通じて、今後の市の発展に向けた想いを市民の皆様と共有していくため、市民説明会を開催します。

多くの市民の皆様のご参加をお待ちしています。

と き 8月27日(土) 午後1時～2時40分(午後0時30分開場)

と ころ 春日公民館 大ホール

内 容 映像で振り返るこれまでのまちづくり、記念講演、市長からの清須市第2次総合計画(案)の説明(新たなステージのまちづくりについて)、質疑応答

定 員 300名 ※事前申込が必要

申込方法 市の主要な施設に備付け又は市ホームページ掲載のリーフレットに、住所・氏名・年齢・電話番号を記入のうえ、8月17日(水)までにFAX・電子メール・郵送・持参により申込。(任意の書式での申込も可。)*耳の不自由な方のための手話通訳・要約筆記を希望される方は、事前にご連絡ください。

申込・問合せ先 〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地 清須市役所本庁舎 企画部 企画政策課

☎052-400-2911 FAX 052-400-2963

電子メール kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp

*持参の場合は、企画政策課(本庁舎)又は各支所窓口までお願いします。

記念講演

講 師 愛知大学地域政策学部教授 野田 遊 氏
(専門 行政学、公共政策)

記念講演テーマ 行政運営への市民満足度の活かし方



税の公平性と延滞金

税の公平性

市税は、市の様々な事業を行うための費用を所得や資産の状況に応じて、皆様に公平に負担していただいているものです。

市税には、それぞれ納期限が定められており、その納期限内に納付することになります。**納期限を過ぎますと延滞金を納めていただくこと**になります。

収納課収納担当では、納期限内に納付された方と納期限内に納付がなかった方との不公平をなくし、税負担の公平性を実現するため、適切な滞納整理を行っています。

延滞金の計算方法

納期限内に税金の納付がなかった場合、納期限内に納税した方との公平性を図るため、納期限の翌日から完納をした日までの期間の日数・延滞金の割合に応じて計算されます。

平成26年1月1日以降は「年14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」の低い方の割合で計算され、平成28年は年利9.1%で計算されます。

ただし、納期限の翌日から1か月を経過するまでの日は、「年7.3%」と「特例基準割合(※)+1.0%」の低い方の割合となり、平成28年は年利2.8%で計算されます。

※特例基準割合とは…

財務大臣が、前年の12月15日までに告示する割合(国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の前々年の10月から前年9月までの各月における年平均)に1%を加算した割合です。

- 税金を納期限までに納税できない場合は、そのまま放置しておかず、早めに収納課(本庁舎)へご相談ください。
- 税金は、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又は市役所で納めることができます。
- 納税・納付には、納め忘れが無い便利な口座振替をご利用ください。

■問合せ 収納課(本庁舎)





後期高齢者医療のお知らせ

75歳(一定の障がいのある方は65歳以上)の方が、医者にかかるときは、後期高齢者医療被保険者証を窓口に出します。被保険者証には、「1割」又は「3割」の自己負担割合が記載されています。

自己負担割合

●現役並み所得者 3割

後期高齢者医療を受ける方のうち、1人でも一定の所得(市民税の課税所得が145万円)以上の方が同一世帯にいる方

★ただし、世帯の後期高齢者医療を受ける方の収入の合計額が、次の基準額に満たない場合には、申請されると負担割合が1割に変更されます。

①世帯に本人以外の後期高齢者医療の被保険者がいる場合 520万円

②世帯に本人以外の後期高齢者医療の被保険者がいない場合 次のいずれかの額

ア 被保険者本人の収入額 383万円

イ 世帯の70〜74歳の方(後期高齢者医療の被保険者の方を除く)を含めた収入額 520万円

●一般 1割

現役並み所得者の方、低所得ⅠⅡのいずれにもあてはまらない方

●低所得Ⅱ 1割

同一世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税の方

医療費が高額になったときは?

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月)			
		外来のみ(個人ごと)	入院(+外来)(世帯ごと)	入院したときの食事代	
3割	現役並み所得者(課税所得145万円以上等)	44,400円	80,100円 <small>+医療費が267,000円を超えたときは、その超えた分の1%を加算(4回目以降は44,400円)</small>	1食360円 (※1)	
			一般		44,400円
1割	住民税非課税世帯の方	8,000円	24,600円	90日までの入院 1食210円	
			低所得Ⅱ	15,000円	過去12か月で90日を超える入院 1食160円
			低所得Ⅰ	15,000円	1食100円

●低所得Ⅰ 1割
同一世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差引いたときに0円となる

※1 平成27年4月1日以降、継続して精神病床に入院している方は、退院するまで1食につき2600円

指定難病の方は、1食につき2600円

1か月の医療費が自己負担限度額を超えたときは、超えた分があとから支給されます。
※該当した場合は、広域連合からお知らせ及び振込があります。(数か月かかります。)

※これまで「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で8月1日以降も該当する場合は、新たな「限度額適用・標準負担額減額認定証」を郵送していただきますので、ご確認ください。
問合せ 保険年金課(本庁舎)

国民健康保険被保険者証の発送のお知らせ

「国民健康保険被保険者証」は、2年ごとに一斉更新を行います。現在お持ちの被保険者証の有効期限は平成28年8月31日(水)です。平成28年9月1日(木)からご使用いただく加入者全員分の被保険者証を、住民登録されている住所の世帯主宛てに簡易書留郵便で送付します。

郵便局の方が配達に伺った際、ご不在の場合は、不在票が投函されますので、不在票に記載されている期間内に、郵便局へ再配達のご依頼をするか、名古屋西郵便局で yourself にて受領してください。なお、現在お持ちの被保険者証については、9月1日以降に保険年金課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所へご持参いただくか、ご自身で細断し破棄してください。
問合せ 保険年金課(本庁舎)

税だより

個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

個人事業税は、個人で事業を営む方の所得にかかる税金です。第1期分の納期限は8月31日(水)です。8月中旬に県から納税通知書を送付しますので、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店(MMK端末が設置されているスーパー、ドラッグストア等の店舗)又は県税事務所で納付してください。

なお、Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキング又はATMを利用して納付することもできます。ただし、Pay-easy、ゆうちょ銀行及び郵便局では領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口で納付してください。詳細は、県総務部税務課ホームページをご覧ください。
口座振替をご利用ください

納税には、便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は預(貯)金口座にご使用の印章及び預金通帳をお持ちのうえ、取引をされている金融機関の窓口で手続きをしてください。(ただし、お申出の時期によっては、第2期分からの取扱いとなる場合があります。)
問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所 県民税・事業税第一グループ ☎052・5331・6304(ダイヤルイン)・県総務部税務課ホームページ http://www.pref.aichi.jp/zeimu/

平和への取り組み ～戦争の悲惨さ・平和の尊さを伝えよう～

平和祈念式

過去の戦争によって亡くなられた方々を追悼するとともに未来の平和を願い、清須市平和祈念式を開催します。

とき 8月17日(水) 午前10時開始
(午前11時終了予定)

ところ 新川地域文化広場(カルチバ新川) 文化ホール



記帳所の設置

過去の戦争によって亡くなられた方々を追悼し、平和で安心して暮らせる社会の実現を願い、次のとおり記帳所を開設します。

とき 8月1日(月)～31日(水)

ところ ●本庁舎 1階ロビー ●西枇杷島庁舎 1階ロビー
●清洲庁舎 1階ロビー ●市立図書館 1階ギャラリー
※施設によって、開庁(館)日・時間が異なります。

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

『平和を願う折り鶴』・『習字作品展』・『パネル展「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」』



平和月間にあわせ、市内の小・中学校に通う児童及び生徒が「平和を願う折り鶴」を作りました。

また、小学校6年生児童が平和をテーマに書いた優秀習字作品と「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」のパネルを展示します。

とき 8月2日(火)～30日(火)

ところ 市立図書館

小学校児童平和推進派遣研修

市内小学校児童の代表者24名が、8月6日(土)の広島市の平和記念式典に参列し、核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、命の大切さと平和の尊さを学びます。

また、折り鶴の一部を持参し、平和記念公園の「原爆の子の像」に捧げます。

原爆投下時刻には黙とうを

今からさかのぼること71年、世界ではじめて原子爆弾が広島に投下されました。8月6日(土)午前8時15分(広島)と、8月9日(火)午前11時2分(長崎)には、原爆死没者のめい福と世界恒久平和の実現を祈り、1分間の黙とうを捧げましょう。

■問合せ 生涯学習課(清洲市民センター)☎052-409-6471

「第12回清須市敬老会」開催と 送迎バス申込のご案内

とき 9月15日(木)

受付 午前8時45分～9時30分
開会 午前9時30分

ところ 春日公民館

※荒天の場合、中止します。

対象 75歳以上(昭和16年12月31日以前生まれ)の方

★敬老会終了後、引続き市ポランティア連絡協議会による「敬老ふれあいまつり」を開催しますので、ぜひご参加ください。

送迎バスのご案内

当日は、送迎バスを運行しますので、利用を希望される方は次のとおり、申込みください。

バス発着場 本庁舎・西枇杷島庁舎・清洲庁舎の3箇所

利用者 9月15日(木)の敬老会に参加される方で、行き帰りのバスに乗り可能な方

「行き」のバスの発車時間

本庁舎 午前8時15分出発
西枇杷島庁舎 午前8時30分出発
清洲庁舎 午前8時30分出発

「帰り」のバスの発車時間

春日公民館 午前11時10分頃
(敬老会終了後帰られる方対象)
春日公民館 午後0時30分頃
(敬老会終了後帰られる方対象)

※各発着場へお送りします。

定員 各発着場20名(先着順)

申込期間 8月8日(月)～31日(水)

申込・問合せ 高齢福祉課(清洲庁舎)

申込期間 8月8日(月)～31日(水)





使用済み小型家電品の回収にご協力ください

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

ご家庭で不要になった小型家電(下記の対象品目に限る。)の回収にご協力ください。

こんな小型家電を回収します! (※特定対象品目推奨品)



回収方法はとっても簡単!

◆回収日と回収場所

- ・清洲資源ステーション (清洲庁舎 駐車場内)
毎日回収(年末年始を除く。)
午前9時～午後4時
- ・本庁舎、西枇杷島庁舎及び春日支所
平日のみ回収(土・日曜日、祝日及び
年末年始を除く。)
午前8時30分～午後5時15分

◆出し方

- ・各箇所に設置してある「専用回収箱」に入れてください。
- ・回収対象品目については、上記の「特定対象品目推奨品」に限ります。
(投入口30センチ×15センチに入るもの)
- ・一度専用回収箱へ入れた小型家電は、取出すことができません。
- ・個人情報が含まれる場合は、個人情報を消去してから「専用回収箱」へ出してください。
- ・電池(充電式バッテリー)・メモリーカード類は抜き取り、別途処分してください。また充電池内蔵式の小型家電は放電してから出してください。
※電池(充電式バッテリー)は回収できません。

注意! 次のものの回収は従来どおりです

- 家電リサイクル法の対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)
購入店等に依頼してください。
- パソコン 購入店等に依頼してください。
- ドライヤー、電気かみそり 不燃ごみでお出してください。
- 空気清浄機 不燃ごみでお出してください。(一辺が50センチ以上は粗大ごみ)
- 電気掃除機、炊飯器、電子レンジ 粗大ごみでお出してください。
- 小型充電式電池 家電販売店などの回収ボックスにお出してください。



今月のエコチャレンジ

シャワーの湯 こまめに止めて 汗流そう

給湯は、家庭から出る二酸化炭素の約13パーセントを占めます。

1分間シャワーを流しっぱなしにすると12リットルのお湯を無駄にします。不必要に流したままにしないようにしましょう。

家族3人が毎日1分間シャワーを短縮すれば、年間約87キログラムの二酸化炭素削減が可能です。(ガス代と水道代で約9,400円の節約)

【出典:あいちエコチャレ手帳2016】

■問合せ 生活環境課(本庁舎)



暴風警報発令の場合、『ごみ回収』は全て中止です

台風の接近に伴い、「暴風警報」が発令される場合がありますが、この暴風警報が午前7時の時点で発令されている場合は、当日のごみ回収は全て中止となります。

通常、可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチックごみは、指定日の午前8時までに出していただいておりますが、暴風警報発令時は、排出を見合わせていただきますようお願いいたします。

なお、資源回収は、前日に回収容器の準備をする地区がありますので、台風の接近状況により中止の判断を前日にします。ご理解とご協力をお願いします。



資源物の持ち去りは禁止されています

- 地区指定集積所に出された資源物の所有権は、市にあります。
- 市及び市から許可を受けた者以外の者の資源物の収集運搬は禁止されています。
- 上記の違反者に対し、市は持ち去りをしないように命令することができます。

《持ち去り行為を見かけたら》

資源物を持ち去っている者を見つけた場合は、日時、場所、資源物の種類、車のナンバーなどわかる範囲で結構ですので、生活環境課(本庁舎)までご連絡ください。

《地区指定集積所の利用者の皆様へ》

資源集積所を利用される皆様は、集積所への持ち込み時間を順守し、現場管理をしていただくなど持ち去り防止対策にご協力をお願いします。

ごみの不法投棄はやめましょう

ごみを捨てたり、指定された場所や日時に出されないと不法投棄となり法律により罰せられます。ごみの不法投棄は、街や自然の景観を悪くするばかりでなく、環境破壊にもつながり、周辺住民にも多大な迷惑をかけることにもなるので、絶対にしないでください。

間違えていませんか？ ペットボトルキャップ分別回収にご協力ください！ あなたのゴミ分別

市が資源として回収しているペットボトルキャップは、清涼飲料水のプラスチック製キャップのみです。栄養ドリンク等の金属性のキャップは不燃ごみ、ペットボトル以外のプラスチック製のキャップ(ドレッシング・醤油・インスタントコーヒーのふた等)は、♻️(プラマーク)のあるものはプラスチック製容器包装に、無いものは可燃ごみに分別してください。

このキャップ回収をすることで、世界の子どもにワクチンなどが届けられます。キャップ自体は、プラスチック原材料などに生まれ変わります。環境の保全と、世界の子どもたちを救うことを目的としたリサイクルに皆様のご協力をお願いします。

使用済み天ぷら油は再利用できます！

現在、市では「使用済み天ぷら油」の回収を行っています。これまで可燃ごみとして廃棄されていた家庭用天ぷら油を回収し、燃料や飼料として再利用するようにしています。

回収対象となる油

家庭から排出されるサラダ油、コーン油、ごま油、オリーブ油などの食用植物油
※事業所の油、ガソリン・灯油等の鉱物油やラードなどの動物性油は出さないでください。

出し方

- 1 ご家庭での使用済み天ぷら油をペットボトルなど透明プラスチック容器に入れ、こぼれないようにしっかりふたを閉めてください。
- 2 ボトルを使用済み天ぷら油回収ボックスに入れてください。
※ガラスびんや一斗缶等での排出は、やめてください。

回収場所 市役所本庁舎1階 正面玄関入口ロビー付近

回収日 平日のみ回収(土・日曜日、祝日及び年末年始を除く。) 午前8時30分～午後5時15分

■問合せ 生活環境課(本庁舎)



市納涼盆踊り



清須の夏の風物詩となった「清須市納涼盆踊り」が今年も開催されます。様々なイベントも開催されます。ぜひ、ご来場ください。

と き 8月6日(土)・7日(日) とともに午後6時30分から

と ころ 清洲城広場

呼込太鼓 文化協会加盟団体による迫力の和太鼓披露!

8月6日(土) さつき太鼓、太鼓クラブ根っ鼓

7日(日) 清洲伝統芸能保存会、新川民謡太鼓クラブ 両日ともに午後6時30分から



★市商工会青年部の協力による串カツ、フライドポテト、カキ氷等の模擬店があります。

★お車でのご越しの場合、清洲公園駐車場をご利用ください。

問合せ 市文化協会事務局[生涯学習課(清洲市民センター)内]☎052-409-6471

※開催の可否は、当日正午に決定。中止決定等の問合せは、市文化協会事務局まで。

行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

高齢者向け給付金 申請はお済みですか?

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援するため、「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け給付金)」を支給します。

対象となる可能性がある方には、5月中旬に申請書等を送付しました。受給するためには申請が必要です。必ず申請期限までに申請してください。

申請期限 平成28年8月31日(水)まで

※対象者等の詳細は、広報清須6月号折込チラシや市ホームページでご確認ください。

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)



工事のお知らせ

下記の場所で下水道工事をを行います。また、下水道工事の前後に、東邦ガス・名古屋市上下水道局によるガス工事・水道工事をを行います。工事に伴う交通規制などによりご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

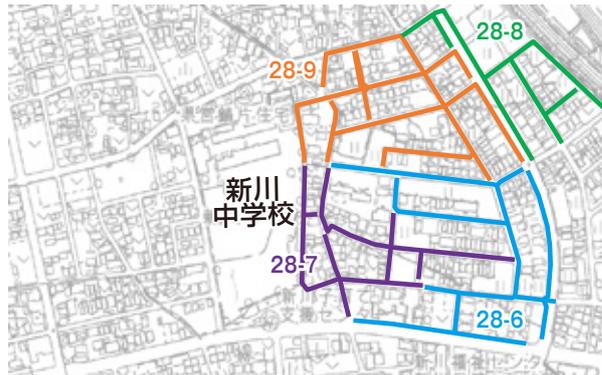
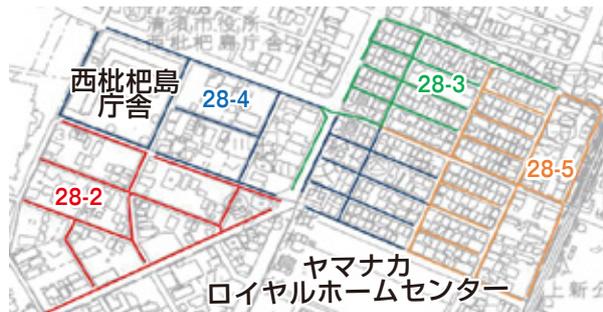
■問合せ 上下水道課(西枇杷島庁舎)

工事名 公共下水道污水管整備工事(28-1)
工事場所 西枇杷島町大野地内
工事期間 平成29年3月31日完了予定



工事名 公共下水道污水管整備工事(28-2~5)
工事場所 (28-2)西枇杷島町末広地内外
(28-3)西枇杷島町北大和地内外
(28-4)西枇杷島町花咲地内外
(28-5)西枇杷島町南大和地内外
工事期間 平成29年3月31日完了予定

工事名 公共下水道污水管整備工事(28-6~9)
工事場所 (28-6)助七二丁目地内外
(28-7)東須ヶ口地内外
(28-8)助七一丁目地内外
(28-9)寺野郷前地内外
工事期間 平成29年3月31日完了予定





土曜窓口でのマイナンバーカード(個人番号カード)の交付のお知らせ

■問合せ 市民課(本庁舎)

9月までの第2・4土曜日の土曜窓口にて、事前予約した方を対象にマイナンバーカード(個人番号カード)の交付を行っています。
交付場所 市民課(本庁舎)のみ ※交付通知書に記載の交付場所に関係なく、受取ることができます。
交付時間 午前9時～正午 ※完全予約制 **予約方法** 交付希望日の3日前(水曜日)までに電話にて予約
予約受付時間 平日の午前8時30分～午後5時

6月議会定例会

■問合せ 議事調査課(本庁舎)

清須市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案など5議案を可決

定例会は、6月3日から22日までの20日間の会期で開き、初日に市長提出議案の上程・説明を行い、10日に各所管の常任委員会に付託しました。

最終日には、それぞれの常任委員会の審査結果が委員長から報告され、採決の結果、全議案を原案どおり可決しました。

可決された議案

- ◆清須市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案
- ◆清須市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例案
- ◆清須市立幼稚園授業料等条例の一部を改正する条例案
- ◆平成28年度清須市一般会計補正予算(第1号)案
- ◆清須市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

報告案件

- ◆平成27年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- ◆平成27年度清須市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- ◆尾張土地開発公社平成28年度事業計画及び予算に関する書類について

議案等の詳細については、広報清須8月号折込の「市議会だより第42号」及び市ホームページをご覧ください。

市民記者がゆく！ 清須市消防団の活躍

まちなかWatch 15

市民記者 横井秀則

4月14日から発生した「平成28年熊本地震」で、現地の消防団が、地域の方の安否確認、救助活動、地区防犯活動を行っている姿を皆さんもテレビなどでご覧になったのではないのでしょうか。私もそんな姿を見て、消防団の地域社会に果たす役割・貢献の大きさに感銘を受けた一人です。

私が住む地域である阿原、寺野、助七地区の消防団は、清須市消防団新川第4分団で、分団長の横井文彦氏のもと、総勢22名で編成されています。



清須市消防団新川第4分団の団員の皆さん

その活動として、毎月19日の「防

火の日」に、皆さんも一度は聞いたことがあると思いますが、「お家の周りに燃えやすいものを置いていませんか、不審火に注意しましょう」と声をかけながらパトロールを行っています。その他にも自主防災会の防災訓練等の指導に当たったり、地区の夏祭り等の警備も行っていきます。

この地域には、約2500世帯あり、団員の方は、自分の仕事をもちながら「自分たちのまちは、自分たちで守る」という精神で、活動されています。万が一、災害が起きた時は、地域で頼りになる存在です。

また、今年は、清須市消防団の代表が第61回愛知県消防操法大会に出場し、日頃の訓練の成果も披露しました。

清須市では、地域の防災活動の一役を担う消防団員を募集しているそうです。「何か地域の力になりたい」と思っている方は、ぜひ清須市消防団に入団していただきたいです。